2 誰ひとり取り残すことのないセーフティネットづくり

磐田市成年後見支援センターを開設します

成年後見制度は、認知症の方や障がいのある方でも安心して生活できるように、本人の意思を尊重して権利と財産を法的に保護する制度です。

磐田市は、すべての市民が必要なときに成年後見制度を利用できるように、 普及・啓発や相談支援、関係機関との連携を図るため、8月1日から「磐田市 成年後見支援センター」を開設し、誰ひとり取り残すことのないセーフティネ ットづくりを進めます。

1 事業概要

開設日:令和4年8月1日(月)

設置場所: i プラザ 1 階(磐田市社会福祉協議会内)

磐田市国府台57番地7

職員配置:2名(常時)

運 営:磐田市社会福祉協議会(委託)

2 センターの機能

広報機能:成年後見制度の周知・啓発

相 談 機 能:成年後見制度の利用についての相談対応

利用促進機能 : 成年後見人についての家庭裁判所への申立て調整

市民後見人の活動支援

後見人支援機能:後見人(親族等)からの相談対応

3 設置によるメリット

- ・制度の周知により利用促進につながる
- ・制度の普及啓発のための体制が強化される
- 制度利用が進むことで重度化する事案件数が抑制される
- 関係者のプラットフォームとして機能することで、支援が円滑に進む

4 開所式 ※開設に合わせて開所式を行います

開始日時:令和4年8月1日(月) 午前8時30分

場 所: i プラザ 1 階(磐田市社会福祉協議会内)

参加者:市長、磐田市社会福祉協議会会長、地域包括支援センター職員等

備 考:市長の開設に伴うあいさつ、看板設置などを行います

担当:高齢者支援課 TEL 0538-37-4831